

(3) 我が国の世界遺産候補地における森林の世界的な価値の保全・向上のため、森林生態系の新たな保全管理手法の開発等を実施します。

「世界遺産の森林」保全推進に係る調査事業	3 2 (0) 百万円
事業実施主体：民間団体	

(4) 原生的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育する森林を維持・保全する保護林の設定の推進を図ります。

保護林拡充緊急対策事業	2 9 (0) 百万円
事業実施主体：国	

(5) 高い指導力を持つ人材の育成や森林・林業に対する理解を深めるためのプログラム作りなどを通じて森林環境教育を推進します。

森林環境教育推進総合対策事業	1 4 (1 4) 百万円
補助率：定額	
事業実施主体：民間団体	

2. 地域の森林づくりの推進役となる森林所有者等を対象とした取組

(1) 地域の林業をビジネスとして展開する経営感覚に優れた森林所有者の養成や、故郷に帰する団塊の世代等を対象とした所有森林の経営・管理のための支援、林業後継者等に対する林業体験学習等を通じた普及・啓発活動等を実施します。

林業後継者活動支援事業	9 1 (9 7) 百万円
補助率：定額	
事業実施主体：民間団体	

(2) 林業経営に意欲的な森林所有者で組織する林業グループ等による施業実施の働きかけに
対して支援します。

吸収源対策森林施業推進活動緊急支援事業	9 0 (9 6) 百万円
補助率：定額	
事業実施主体：民間団体	

3. 不在村森林所有者を対象とした取組

都道府県庁所在地等における「ふるさと森林会議」の開催に加え、司法書士団体と森林組合系統との連携を通じた都市部在住の不在村森林所有者への森林施業の働きかけの強化等により施業の集約化を図り森林整備を推進します。

施業集約化・供給情報集積事業	5 9 2 (5 5 9) 百万円の内数
補助率：定額、1/2	
事業実施主体：民間団体	

4. 地域材利用の推進

地域材利用の意義を訴える木づかいキャンペーン活動や、企業の調達を促進するための普及啓発活動、木材利用に関する教育活動（木育）等を推進します。

【日本の森を育てる木づかい推進緊急対策事業 165（182）百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体】

「美しい森林づくり」に向けた施策の展開 [平成20年度概算決定]

【課題】

【平成20年度における取組】

- 京都議定書森林吸収目標の達成
H19年度以降6年間毎年20万haの追加整備を含む、55万haの間伐実施が必要



- ・ 安定財源の確保に加え
 - ・ 個人負担の軽減
 - ・ 地方負担対策等が課題
- ・ コスト改革等の推進が必要

- 国民のニーズに応える広葉樹林化等多様な森林づくりの推進

- 局地的豪雨の頻発などにより、激甚な災害が発生する中、安全・安心の確保が必要

京都議定書森林吸収目標の達成のため、概ね21万haの追加整備に必要な予算を措置

- ①平成19年度補正予算 240億円【概ね6.5万ha】
- ②平成20年度当初予算 306億円【概ね14.5万ha】

○「美しい森林づくり」促進対策

平成20年度概算決定額（平成19年度予算額）百万円

①多角的な取組の展開

- ・ **高齢級森林整備促進特別対策** 1,000(0)
(高齢級の利用間伐に対し経費補填を含む無利子融資型の新たな助成措置を導入し民間活力による間伐の推進)
- ・ **育成林整備事業の拡充** (7~9年齢の間伐の助成を本格的に実施) 28,711(35,065)の内数
- ・ **美しい森林づくり基盤整備交付金** 1,000(0)
(市町村主導の下、地域の創意工夫を活かした間伐等を推進するための交付金の創設)
- ・ **未整備森林緊急公的整備導入モデル事業** 2,169(1,971)
(創意工夫により、地方、個人負担の軽減にもつながる定額助成方式による間伐の推進)
- ・ **「美しい森林」共同整備特別対策** (森林整備法人等による「非皆伐施業」の推進) 700(0)

②保安林機能強化緊急プロジェクト

荒廃した保安林等の水土保全機能の強化を図るため、補助対象年齢の引き上げや治山施設整備と一体的な森林整備の推進などの対策を措置

③地方財政措置の充実

追加的な間伐等の適償化と償還にかかる普通交付税措置

↑ 所有者の意欲の喚起、幅広い参画

○「美しい森林づくり推進国民運動」の展開

行政機関や民間組織・企業・個々の国民が一体となった着実かつ効果的な国民運動の推進を図るため、企業・都市住民の参画や不在村を含む森林所有者による取組の促進などのソフト対策を総合的に推進

○大規模山地災害総合対策

- ・ 既存施設の機能強化や火山防災林としての森林の活用などにより、効率的に山地防災力を強化
- ・ 危険地区の情報提供や災害発生時の支援等のソフト対策とも一体となった総合的な治山対策の推進

○花粉発生源対策

- ・ 花粉症対策品種の開発、及び苗木の生産量増大に向けた供給体制の整備
- ・ 少花粉スギ林や広葉樹林等への転換の促進

左記を達成するために必要な仕組みを検討

- ー市町村に直接交付する交付金制度の創設
- ー森林整備事業に係る地方財政措置の充実 等

コスト改革

低コスト・高効率作業システム等による間伐コストの低減と安定供給等による間伐材利用の拡大によって、間伐のトータルコストの低減を強力に推進。

また、これらに取り組む森林組合を明確化。

「美しい森林づくり」の実現

緑の雇用対策、林業・木材産業・山村の再生、バイオマス利用の推進等

